

診 断 書

(高知県公安委員会提出用)

1	氏 名	男・女
	生年月日 M・T・S・H	年 月 日生 (歳)
	住 所	
2	医学的判断	
	病 名	(※該当する病名の番号を○で囲んで下さい。)
	<input type="checkbox"/> アルツハイマー型認知症 <input type="checkbox"/> レビー小体型認知症 <input type="checkbox"/> 血管性認知症 <input type="checkbox"/> 前頭側頭型認知症 <input type="checkbox"/> その他の認知症 () <input type="checkbox"/> 認知症ではないが認知機能の低下が見られ、今後認知症となるおそれがある(軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等) ※今後、症状を確認すべき時期について、ご意見があれば記入して下さい。 <input type="checkbox"/> 認知症ではない	
	総合所見(現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往歴・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)	

医師の皆様へ

身体の障害や一定の病気等による症状のため、自動車等の安全な運転に支障のある方については、道路交通法等により、一定の要件を設けて、行政処分(運転免許の取消又は停止)がされることが定められています。

行政処分は、高知県公安委員会が、その判断と責任において決定していますが、この場合、対象の方の平素の症状や生活状況等を最も把握されている主治医の皆様が作成した診断書を参考としています。

この度、対象の方について、運転継続可否(行政処分の要否)の判断のため、主治医のご意見を伺いたいと存じますので、診断書の作成へのご協力をお願いします。

※ 一定の病気等により「運転を控えるべき」等と診断された方の運転免許の取消等は、高知県公安委員会の責任で行います

高知県公安委員会では、診断書の提出を受けた後、運転免許の取消等の行政処分を行う場合は、本人からの聴聞等の手続を経て、高知県公安委員会の判断と責任において処分を決定します。

※ 「運転を控えるべきではない」等と診断した方が、その後、事故を起こしたときに「運転を控えるべき状態であった」と判明しても、通常、医師の刑事責任が問われることはありません

医師が故意に虚偽の診断書を作成したような場合は別として、その良心と見識に基づき、医学的見地から行った診断に基づき作成した診断書について、結果的にそれとは異なる結果が生じたからといって、それを理由に刑事責任が問われることは通常想定できません。

※ 一定の病気等を理由に運転免許の取消になった場合でも、取消処分から3年以内に回復した場合であれば、運転免許の再取得の際の運転免許試験の一部(技能試験及び学科試験)が免除されます(適性試験のみ合格すれば運転免許が与えられます)

高知県警察本部交通部運転免許センター

ご不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記までお問い合わせください。

高知県警察本部交通部運転免許センター 安全運転支援係
住所 高知県吾川郡いの町枝川200番地
電話 088-893-1221(音声ガイダンス「4」番)